

宮崎市景観賞フォトコンテスト公式インスタグラム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、インスタグラムが持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、宮崎市景観賞フォトコンテストに関する情報を積極的かつ即時に発信するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、インスタグラムにおいて使用する用語の例による。

- (1) 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式インスタグラム 「宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の規定に基づき、都市整備部都市計画課が運用するインスタグラムをいう。
- (2) 宮崎市公式インスタグラム 総合政策部秘書課が運用するインスタグラムをいう。
- (3) その他の市公式インスタグラム 総合政策部秘書課及び都市整備部都市計画課以外が運用するインスタグラムをいう。
- (4) 利用者 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式インスタグラムの利用者をいう。

(アカウント)

第3条 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式インスタグラムのアカウント登録内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) ユーザー名 miyazaki_keikanphoto
- (2) 登録名 宮崎市景観賞フォトコンテスト(行ってみたい 観てみたい そんな気持ちになる宮崎市の魅力)
- (3) その他の事項については、都市計画課長が別に定める。

(運用管理者・運用責任者・運用者)

第4条 投稿に係る運用管理者及び運用責任者は都市計画課長、運用者は都市計画課職員がそれぞれ担当する。なお、運用管理者は次の業務を行う。

- (1) アカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
- (2) 投稿する情報の内容に関する指導・助言に関すること
- (3) 不適切な投稿の削除に関すること
- (4) その他、インスタグラムの運用に関すること

(投稿時間)

第5条 原則として開庁時間内(平日8時30分~17時15分)に投稿することとするが、この時間帯以外にも必要に応じて投稿することができる。

(なりすましへの対応)

第6条 運用主体は、第三者によるなりすまし等を防止するため、宮崎市景観賞フォトコンテスト公式インスタグラムのアカウント情報を本市ホームページ上に掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすましを発見した場合は、本市ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注

意喚起を行う。

(情報発信)

第7条 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 宮崎市景観賞フォトコンテストに関する情報等
- (2) その他、都市計画課長が適当と認める情報

2 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramは、原則として、他のアカウントに対する返信、「いいね」機能の使用及びフォローは行わない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 宮崎市公式Instagram及びその他の市公式Instagram
- (2) 宮崎市景観賞フォトコンテストに関する情報等を紹介するサイトを掲載する場合などにあつて、都市計画課長が適当と認める国、他自治体、その他個人や団体等が運用するもの
- (3) その他、都市計画課長が適当と認めるもの

3 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramでの発信においては、次の各号に掲げる内容の投稿は行わない。また、他のアカウントからのコメント内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該アカウントに断りなく、投稿の全部又は一部を削除することができる。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷するもの
- (2) 宮崎市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの宮崎市又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 法律、法令等に違反しているもの、又は違反する恐れがあるもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わるもの
- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) Instagram利用規約に反するもの
- (11) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、市が不適当と判断したもの

4 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramでの発信においては、原則として都市計画課長の承諾を経て行うものとする。但し、Instagramの特性を考慮し、事前にその包括的内容について承諾を得ている事項については、この限りではない。

5 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramでの発信においては、原則として都市計画課職員が行うものとする。ただし、都市計画課長が認めた者（関係課職員等）についてはこの限りではない。

6 前項の規定に基づき宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramで発信を行う者は、ログイン時のパスワードについて他者へ漏洩してはならない。

(アカウントの停止又は削除)

第8条 Instagramのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramを継続して運用することが困難となった場合は、本市ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(著作権)

第9条 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、市又は原作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

（免責事項）

第10条 市は、宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市は一切責任を負わないものとする。

2 市は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、市は一切責任を負わないものとする。

3 市は、利用者への予告なくこの運用規程の変更や見直しを行う場合がある。

（遵守事項）

第11条 宮崎市景観賞フォトコンテスト公式Instagramの運用にあたっては、市が別に定めるガイドラインを遵守する。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和7年6月11日から施行する。